

○舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付要綱

平成28年4月15日

告示第99号

(趣旨)

第1条 市長は、子ども・若者(おおむね20歳までの者をいう。以下同じ。)の健全な成長を支援するため、子ども・若者健全育成事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども・若者健全育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 交流・体験活動事業 子ども・若者に対し、様々な交流・体験の機会を提供する事業であって、子ども・若者の豊かな人間性・社会性の発達に資すると市長が認めるもの
- (2) 非行等防止活動事業 啓発活動、街頭パトロール等を実施する事業であって、子ども・若者の非行、犯罪又は交通事故による被害等の防止に資すると市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する団体で市長が認めたものとする。

- (1) 団体の活動が、主に子ども・若者の健全な成長の支援に資するものであること。
- (2) 団体の定款等を有していること。
- (3) 団体の構成員が5名以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、連続して3年間この要綱による補助金の交付を受けた団体は、補助対象者とししない。ただし、最後に補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過した場合はこの限りでない。

## 舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付要綱

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、子ども・若者健全育成事業で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (3) 国、地方公共団体等が実施する他の制度により助成金等の交付を受ける事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で市長が必要と認めるものとする。

- (1) 謝金(補助対象者の構成員に対するものを除く。)
- (2) 旅費・交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 材料費
- (7) 委託料
- (8) 借上料
- (9) その他事業の実施に係る経費

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、10万円を限度とする。

2 1の年度における1の補助対象者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。

### (交付申請)

第7条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

## 舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付要綱

- (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 団体の定款等
  - (4) 団体の構成員の名簿
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金変更承認申請書(様式第5号)によるものとし、第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を休止し、又は廃止しようとする場合は、舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金休止(廃止)届(様式第7号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は交付の決定があった日の属する年度の末

## 舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金交付要綱

日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の実施が確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。